第17回 豊橋市情報公開·個人情報保護制度運営審議会会議録

署名者

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会長

第17回 豊橋市情報公開‧個人情報保護制度運営審議会会議録

1 開催日時

令和元年6月13日(木) 午前10時00分から午前11時30分まで

2 開催場所

豊橋市役所東館8階 東82会議室

3 出席した委員

会長 佐野真一郎委員、伊藤博文委員、掛布喜代子委員、五箇野進委員

4 庶務を行うため出席した職員

行政課主幹 野中知加子、行政課課長補佐 戸苅将行、行政課主査 近藤洋輔、 行政課専任主査 石田哲久、行政課情報公開グループ 中野友裕、同 山田達郎

5 説明を行うため出席した職員

長寿介護課長 川島加恵、長寿介護課主査 兵藤菜穂 廃棄物対策課長 佐藤実、廃棄物対策課主幹 田村明浩、 廃棄物対策課主査 兵藤健太郎、廃棄物対策課 山崎健

6 会議に付した事項

- (1) 諮問第21号 電子計算機の結合による個人情報の提供について(長寿介護課)
- (2) 諮問第22号 保有個人情報の取得・目的外提供について (廃棄物対策課) ※それぞれにつき事務局概要説明、実施機関意見陳述及び審議

7 議事概要

別紙のとおり

別紙 議事概要

- 1 会長及び会長職務代理について 会長に佐野真一郎委員が選任され、会長職務代理者には飯田稔委員が指名された。
- 2 運営審議会運営事項等について 会議録の公開について 公開とする。
- 3 諮問第21号について 電子計算機の結合による個人情報の提供について(長寿介護課)
 - (1) 事務局概要説明
 - (2) 実施機関概要説明

情報提供に異存はない。ただし、見守りについては、例えば他都市で見つ 委 員 かる例もあると思われるが、広域な対応が必要となるのではないか。他都 市に情報が提供されることがあるのか。警察がハブ役となるのか。

実施機関 自治体間では情報共有しているが、他都市の市民には届く仕組みはない。

自治体間での情報共有というものはどういうものか。 委 員

> 行方不明者の情報を共有するのみである。自治体ごとに同じようなシステ ムを持っており、警察は関与せず、自治体間でやりとりをしている。

他都市に情報が提供された場合、その個人情報はどのように保護されてい るか。自治体によってセキュリティに差が出てしまうのではないか。他の 市町村との情報共有の関係について整理しておく必要がある。

豊橋ほっとメール自体は原則として豊橋市民が登録している。情報共有は 自治体間のみしか行っておらず、他都市から他都市の市民へは基本的には 情報は提供されない。

委託事業者が使用するパソコンは事前に報告することとなっているが、こ れは使うたびに報告するということか。

利用するパソコンを登録し報告するという意味である。もう少し具体的に 記載するようにする。

(3) 質疑応答

実施機関

委 員

実施機関

委 員

実施機関

まI Pアドレスではなりすましの危険もある。セキュリティとしては大丈夫であるか。

実施機関 情報部門と再度検討し、万全のセキュリティとしたい。

委 員 例えば、生体認証を用いてはどうか。今後検討してもらいたい。

実施機関 | 今後の課題とさせていただきたい。

委 員 配信業者はどういった会社なのか。

実施機関 名古屋市ではタクシー業者が、神戸市ではガス事業者が行っている。豊橋 市でも同じようにガス会社や防犯業者等を想定している。

委 員 個人情報の漏えいについては業者に委託した場合が多いので、信頼できる 業者を選んでほしい。

実施機関しそのつもりである。

委 員 メール配信業者は、双方向でなくても良いのではないか。一方向にして、 民間業者に配信するだけにすべきではないか。

4 諮問第22号について

保有個人情報の取得・目的外提供について(廃棄物対策課)

- (1) 事務局概要説明
- (2) 実施機関概要説明
- (3) 質疑応答

委 員 大筋で提供については問題ない。そもそも豊橋市において該当する物件は あるのか。調査はしているか。

委員 判定基準があるのか。

実施機関 ある。チェックリストを用いて判断する。マニュアル等は現場を確認しな がら現在制定中である。

委 員 空家条例との関係はどうか。個人情報の管理はどうなのか。

実施機関

空家法によりカバーされている。

委 員

空家条例との整合性を整理されたい。

実施機関

ワーキングにより調整していきたい。

委 員

情報の提供方法はCD-Rとのことだが、USBメモリやDVDはどうなのか。もう少し含みを持たせてはどうか。

実施機関

警察等の照会においてもCD-Rを使用している。重ねて書き込みができないことで、CD-Rを想定しているが、他の媒体についても検討していきたい。

委 員

自治会に提供するとしているが、なぜ自治会に提供する情報が限定されているのか。

実施機関

情報提供をしなくても、自治会は地域のことであり、十分知っていると思われるため、情報を限定している。

委 員

民生委員は地域包括センターとともに、ごみ屋敷を解消する活動を行っているが、条例により全て解消できるのか。条例でできない部分もあるのか。 また、提供する情報が多すぎないか。

不良な生活環境ではないと判断された場合、できない部分もある。情報については、さまざまな要因によりごみ屋敷となっている現状からすると、

実施機関

多くの情報を組み合わせて、ごみ屋敷の解消に生かしていきたいと考えている。提供する情報については幅広く記載させていただいているが、全てを提供するのではなく、事案ごとに必要最小限の情報を限定して提供していきたい。

委 員

口頭による提供はセキュリティ上問題ではないか。メモをしたら同じではないか。全てCD-Rで良いのではないか。

実施機関|検討させていただく。

5 審議及ぶ意見

- (1)諮問第22号について
 - ・提供方法と口頭による提供について留意すれば、他は問題ないと考えられる。
- (2)諮問第21号について
 - ・メール配信は双方向である必要はないのではないか。
 - ・情報漏洩の懸念があるので、業者との契約等できちんと対処するようにしてもらい

たい。

- ・広域の連携の問題があるので、セキュリティも含めて、問題意識を持って対応してもらいたい。
- ・配信業者の選別と広域連携について留意してほしい。